特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
23	ひとり親家庭の医療費の助成に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
松原市は、ひとり親家庭の医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
松原市長

公表日
令和3年6月30日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭の医療費の助成に関する事務
②事務の概要	ひとり親家庭に対し医療費の一部を助成することにより、生活の安定と児童の健全な育成を図ることを目的とする。松原市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①申請に対する受理、及び審査に関すること ②医療証の交付に関すること ③資格取得、及び喪失に係る審査に関すること ④医療費助成に係る審査に関すること
③システムの名称	①総合福祉システム②住民情報システム③団体内統合宛名システム④中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
ひとり親家庭医療費助成情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第2項 2. 松原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項　別表第1の第5項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） しない （情報照会の根拠） ・番号法第19条第9号 ・松原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項　別表第2の第5項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部　医療支援課
②所属長の役職名	医療支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒580-8501　大阪府松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所　健康部　医療支援課、総務部　総務課 電話番号　072-334-1550（代表）

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒580-8501　大阪府松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所　健康部　医療支援課 電話番号　072-334-1550（代表）

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月22日	情報ネットワークシステムによる情報連携の法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号法第19条第8号	事後	
令和1年5月7日	Ⅰ関連情報　5評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	医療支援課長　岡本　博文	医療支援課長	事後	
令和1年5月7日	Ⅱしきい値判断項目　1対象人数	平成27年12月15日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年5月7日	Ⅱしきい値判断項目　1取扱者数	平成27年12月15日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年5月7日	Ⅳリスク対策		項目の追加	事後	
令和2年7月28日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・松原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項　別表第1の第5項	1. 番号法第9条第2項 2. 松原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項　別表第1の第5項	事後	
令和2年7月28日	Ⅰ関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	(情報提供の根拠) しない (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・松原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項　別表第2の第5項	事後	
令和2年7月28日	Ⅱしきい値判断項目 1　対象人数	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年7月28日	Ⅱしきい値判断項目 2　取扱者数	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和3年6月30日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒580-8501　大阪府松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所　健康部　医療支援課、総務部　政策法務課 電話番号　072-334-1550(代表)	〒580-8501　大阪府松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所　健康部　医療支援課、総務部　総務課 電話番号　072-334-1550(代表)	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第9号	事前	